

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月21日
【届出者の氏名又は名称】	三井物産株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目 2番 1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 2番 1号
【電話番号】	(03) 3285 - 8087
【事務連絡者氏名】	財務部 資本市場・M&A支援室 今村 英司
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	三井物産株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目 2番 1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、三井物産株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、三井情報株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、公開買付者である当社により、日本で設立された会社である対象者の証券を対象として行われるものです。これらの会社は日本に所在し、全ての役員及び取締役は日本の居住者であるため、本公開買付けに関して米国証券諸法に基づいて生じる可能性のある権利及び請求を執行することは困難な場合があります。これらの会社又はその役員もしくは取締役を、米国証券諸法の違反を理由として日本の裁判所に訴えることはできない可能性があります。また、これらの会社及びその関連会社に対し、米国裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27 A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。) 規則14 e - 5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

三井情報株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）69,078,900株（対象者が平成26年8月13日に提出した第24期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の対象者の発行済株式総数118,343,100株に対する割合：58.37%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、平成26年8月6日の取締役会において、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する対象者株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付けを行います。また、本公開買付けにより、当社が対象者株式の全て（ただし、当社が所有する対象者株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社が対象者株式の全て（ただし、当社が所有する対象者株式を除きます。）を所有することになるよう、対象者に対して下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実施を要請する予定です。

なお、対象者公表の平成26年8月6日付「支配株主である三井物産株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、（ ）本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、（ ）本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、対象者の取締役会において、対象者の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのこととです。

上記対象者取締役会決議の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」、「算定の経緯」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、総合商社として、我が国の産業の発展・成長に資するべく、鉄鋼製品、金属資源、プロジェクト、機械・輸送システム、化学品、エネルギー、食糧、食品、コンシューマーサービス、次世代・機能推進の各分野において全世界に広がる営業拠点とネットワーク、情報力等を活かし各種事業運営や投資活動を多角的に展開しています。当社の次世代・機能推進本部は、当社グループに対する、IT・金融・物流といった横串機能の提供を通じ、当社の次世代ビジネス創造、業態進化と収益力強化への貢献をミッションとして平成25年4月に発足しました。その中で、IT分野においては、高速通信、Eコマース、電子決済等の通信・サービスプラットフォームをコア事業とし、マーケティング、コンタクトセンター等の周辺事業を組み合わせる「通信・インターネット領域」、スマートグリッド、スマートコミュニティ、医療・ヘルスケアIT、農業IT等各産業分野でのITを活用した次世代型事業創出に取り組む「新社会システム領域」、そして両領域を支える「ITソリューション領域」の三つをコア領域と整理し、対象者をITソリューション領域の中核会社と位置付けています。

一方、対象者は、インフラからアプリケーションにわたるお客様のシステム全体について、コンサルティングから設計・構築、運用・保守に至るシームレスなICT（注）サービスを提供しております。主な事業としては、顧客ニーズに総合的に応えるために、各種アプリケーションからネットワーク構築までトータルサービスを提供する「インダストリーサービス」、コンタクトセンターをはじめとするコミュニケーション事業及びデータセンターやクラウドサービスを利用したサービス事業の企画、開発、販売等に関する業務を提供する「ソリューションサービス」、並びに顧客システムの運用・保守に関する業務を提供する「テクニカルサポートサービス」の3事業を手掛けております。

(注)：ICT (Information and Communication Technology) とは「情報通信技術」の略であり、情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称です。

対象者は、平成19年4月1日に、当社の子会社であった三井情報開発株式会社とネクストコム株式会社が合併することにより誕生いたしました。なお、当社は平成19年4月1日以降、本日に至るまでの間に、対象者株式の追加取得は行っておりません。

三井情報開発株式会社は、昭和42年に当社の情報システム部門が株式会社コンピュータシステムズサービスとして独立して誕生し、昭和45年に三井情報開発株式会社に商号変更し、平成13年に東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。

ネクストコム株式会社は、平成3年にネットワーク機器の販売を目的として米国3Com社との合弁でスリーコム株式会社として設立された後、平成6年にネクストコム株式会社に商号変更し、平成16年には東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。また、同年、当社の子会社であったアダムネット株式会社及び株式会社ビーエスアイと合併しております。

対象者は、平成19年4月の合併以後、インフラからアプリケーションにわたるシームレスな総合ICTサービスの提供による成長を目指してきたとのことです。しかしながら、近年、ICTハードウェア製品及びアプリケーションにおいて価格競争が激化するとともに、これらICTシステムのコモディティ化（一般化）による価格下落が生じております。また、ICTハードウェア製品の保守業務についても、製品価格下落の影響を受け、縮小傾向となっております。

加えて、システム開発分野におけるお客様のニーズは、個別にシステムを構築し保有する形から、ネットワークを介して提供されるアプリケーションを利用する形であるクラウドサービスへと移行しつつあり、従来の受託開発型のシステム開発及びこれに伴う運用・保守業務は縮小傾向にあります。

このような厳しい市場環境の中、対象者は経営努力を重ねてきましたが、事業構造の変革が進まず市場環境の変化への対応が遅れが生じたことにより、対象者の連結売上高は、合併初年度である平成20年3月期の590億97百万円から漸次減少傾向を示し、平成26年3月期は459億91百万円でありました。当期純利益も同様に、合併以降、減益傾向が継続しております。対象者では、市場環境の変化に合わせ事業構造を早急に变革していくことが、対象者事業の継続性の観点からも喫緊の課題と認識しているとのことです。

一方、当社は、このような環境下で、対象者がITサービス市場、及びそれらの関連市場において収益を確保し、成長を実現するためには、安定した財務基盤の下で、高度で大規模なシステムの構築力を強化し、関連最新技術を取り込む等のIT機能の先鋭化や、様々な関連産業の業務ノウハウの蓄積や活用を、当社グループを挙げて行う必要があると考えております。モバイルインターネット、クラウド・コンピューティング、ビッグデータ、スマートデバイス、ユニファイド・コミュニケーション、電子決済等、ITにより産業が変革する分野での新規事業の構築・拡大を狙う当社にとり、これらの分野で豊富な実績を持ち、かつ関連技術の蓄積を進めている対象者は、事業を共に遂行するパートナーとして益々重要な位置を占めるようになっていきます。さらに、グローバルにあらゆる産業を相手とする当社にとって、当社の事業に即したIT機能を保有し、それを最大限活用することは必須と考えておりますが、その機能の担い手としては、基幹システム構築をはじめこれまで当社の情報戦略を支えてきた対象者が最適であり、今後もその重要性は増していくものと考えています。また、当社は、対象者については、市場環境の変化に即し、従来のシステム受託開発型事業からサービス開発・提供型事業への方向転換が必要な時期に差し掛かっていると考えています。

かかる状況の中、当社と対象者は、平成26年4月下旬の当社からの提案を機に、当社は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任の上、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、当社グループのIT分野における中核会社である対象者と当社との一体経営を実現することによって事業検討に関する情報共有及び意思決定が迅速化し、対象者の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるとの結論に至り、以下の理由から本公開買付けによって対象者が当社の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

完全子会社化実施後、当社は対象者へ更なる経営資源の投入を行い、双方の持つ事業優位性を活用しながら一体経営を行うことを考えております。これにより、以下のような効果が期待され、対象者を含む当社グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能になるものと考えております。

営業面や人事、投資も含めた当社との一体経営を通じて、クラウド・コンピューティングやビッグデータ、ユニファイド・コミュニケーション等の領域でのビジネスモデルの変革を促進し、対象者の事業会社としての成長を加速させること

対象者の事業会社としての成長により磨かれたIT機能を通じて、当社グループ企業の競争力強化・次世代型ビジネスの創出に寄与すること

グローバルネットワークや各産業へのリーチを有する当社の事業基盤を最大限活用し、対象者を成長させ、両社が双方向で活用し合うことで、「当社のIT総合力」、「対象者の事業力」を互いに引き上げていくこと

対象者としても、当社との一体経営を通じて当社の多様なビジネスへの関与を一層拡大し、企業競争力の強化や新規事業の創出等を加速して対象者の成長を実現したいと考えているとのことです。

なお、対象者の完全子会社化以降の対象者の事業に係る当社の戦略や将来の事業戦略については、対象者と当社が今後協議の上、決定していくこととなりますが、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の強化を図っていきます。また、対象者の完全子会社化以降の対象者の役員構成その他の経営体制については、今後、当社と対象者との間の事業シナジーの実現に向けて、最適な体制を検討していく予定です。

一方、対象者によれば、対象者が本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び根拠は以下のとおりとのことです。

対象者は、当社からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、並びにファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から取得した株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために対象者の諮問機関として平成26年5月28日に設置された第三者委員会から提出された答申（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者としては、対象者が当社の完全子会社となり当社との一体経営を行うことによって意思決定が迅速化し、対象者の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるという結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することとしたとのことです。

また、本公開買付価格が、()下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」、「算定の経緯」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、()本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年8月5日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値185円に対して37.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、「平成26年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値180円に対して41.7%、平成26年8月5日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値166円に対して53.6%、平成26年8月5日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値160円に対して59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、()過去5年間に於ける対象者株式に係る東京証券取引所市場第二部での取引価格を大きく上回る価格であること、()下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、()上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と当社の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提

供するものであると判断したとのことです（判断過程の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照下さい。）。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は本書提出日現在において当社の連結子会社であるため、当社及び対象者は、対象者の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
対象者における第三者委員会の設置
対象者における独立した法律事務所からの助言
対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意
他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照下さい。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後速やかに（現時点では遅くとも平成27年1月までを目処としております。）、以下の一連の手続により、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部の取得と引換えに別の種類の対象者の株式を交付すること（ただし、当該別個の種類の対象者の株式について上場申請は行わない予定です。）のそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。

また、本株主総会において上記の付議議案についてご承認いただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は、会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日に、上記に係る定款の一部変更を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定です。なお、本株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記ないし各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全てを対象者が取得することとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数に1株に満たない端数が含まれる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の内容及び数は本書提出日現在未定であります。当社が対象者の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社を除きます。）に対し交付される対象者の株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定であります。

上記 ないし の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記 の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記のほか、上記 の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。これらの方法による申立て又は請求を行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認下さい。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では当該基準に該当しない場合でも、その後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、上記株券上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年8月21日（木曜日）から平成26年10月6日（月曜日）まで（31営業日）
公告日	平成26年8月21日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	1株につき金255円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成26年8月6日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>()市場株価平均法：160円～185円 ()類似会社比較法：193円～213円 ()DCF法：203円～279円</p> <p>市場株価平均法では、平成26年8月5日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値185円、直近1週間の終値単純平均値180円、直近1ヶ月間の終値単純平均値180円、直近3ヶ月間の終値単純平均値166円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値160円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を160円から185円までと分析しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を193円から213円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者から提供された事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を203円から279円までと分析しております。</p> <p>なおDCF法の前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、平成26年3月期に行った組織体制の見直しによる営業体制の強化及び新ソリューション開発の強化の効果として、増収増益を見込んでいるためであるとのことです。</p> <p>当社は、野村證券から平成26年8月6日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成26年8月6日の取締役会において、本公開買付価格を255円とすることを決定いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格255円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年8月5日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値185円に対して37.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、平成26年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値180円に対して41.7%、平成26年8月5日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値166円に対して53.6%、平成26年8月5日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値160円に対して59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本書提出日の前営業日である平成26年8月20日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値255円と同じ価格となります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社と対象者は、平成26年4月下旬の当社からの提案を機に、当社は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任の上、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。</p> <p>その結果、当社及び対象者は、当社グループのIT分野における中核会社である対象者と当社との一体経営を実現することが、対象者、ひいては当社グループの企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至り、本公開買付けによって対象者が当社の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至り、当社は平成26年8月6日の取締役会の決定によって、当社による対象者の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p> <p>(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成26年8月6日に対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>(b) 当該意見の概要</p> <p>野村證券により上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>（ ）市場株価平均法：160円～185円 （ ）類似会社比較法：193円～213円 （ ）DCF法：203円～279円</p> <p>(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、野村證券から平成26年8月6日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成26年8月6日の取締役会において、本公開買付価格を255円とすることを決定いたしました。</p>

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者は本書提出日現在において当社の連結子会社であるため、当社及び対象者は、対象者の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のよう
な措置を実施いたしました。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。当社が野村證券から取得した対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書の概要については、上記「算定の基礎」をご参照下さい。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付価格に対する意見表明を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、みずほ証券は、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

みずほ証券は、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき一定の前提及び条件の下で、市場株価基準法、DCF法及び類似企業比較法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はみずほ証券から平成26年8月5日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法：160円～185円
DCF法：239円～260円
類似企業比較法：229円～247円

市場株価基準法では、平成26年8月5日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値185円、直近1ヶ月間の終値単純平均値180円、直近3ヶ月間の終値単純平均値166円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値160円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を160円から185円までと分析しているとのことです。

DCF法では、平成26年3月末日を基準日として、平成27年3月期から平成30年3月期までの4期分の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を239円から260円までと分析しているとのことです。なお、割引率は、7.5%から8.5%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は-0.5%から0.5%として算定しているとのことです。

みずほ証券がDCF法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味していないとのことです。

(単位：百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	48,000	50,000	52,500	55,000
営業利益	900	1,100	1,450	1,600
EBITDA	2,117	2,264	2,651	2,887
フリー・キャッシュ・フロー	280	450	605	893

上記の連結財務予測には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれているとのことです。これは主として、平成26年3月期に行った組織体制の見直しによる営業体制の強化及び新ソリューション開発の強化の効果として、増収増益を見込んでいるためであるとのことです。

類似企業比較法では、国内上場会社のうち、対象者との類似性を考慮して、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、SCSK株式会社、ネットワンシステムズ株式会社、株式会社電通国際情報サービス及び兼松エレクトロニクス株式会社を類似企業として抽出し、EBITDAマルチプルを用いて対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を229円から247円までと算定しているとのことです。

なお、みずほ証券は、対象者への算定書の提出に際して、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。対象者の財務予測については、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成26年5月28日、対象者及び当社の取締役会からの独立性が高い、対象者の社外監査役であり、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ている清塚勝久氏（弁護士）並びに外部有識者である片山典之氏（弁護士）及び遠藤敏史氏（税理士）から構成される独立した第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更してありません。）、第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引における手続の公正性、(c)本公開買付けの買付条件（本公開買付け価格を含みます。）の妥当性・公正性、(d)本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることの是非、並びに(e)本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。

第三者委員会は、平成26年6月4日より同年8月5日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、当社から提案を受けた本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容その他本取引の概要について、当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から、当社グループの現状及び事業環境、本取引の目的その他本取引の背景等について、それぞれ説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者が対象者株式の株式価値の算定を依頼した第三者算定機関であるみずほ証券から、当社の提案に係る本公開買付けにおける対象者株式1株に対する買付け等の価格に対する第三者算定機関としての考え方及び対象者と当社との間の当該価格に係る交渉状況に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付け価格の妥当性について検討したとのことです。さらに、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、意思決定に至る手続の公正性を検討したとのことです。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)ITサービス市場における市場環境が変化する中、対象者の事業構造の変革を行う必要がある状況の下において、当社がそのIT分野における中核会社である対象者と一体経営することにより、事業検討に関する情報共有及び意思決定を迅速化し、()営業面や人事、投資も含めた当社との一体経営を通じて、クラウド・コンピューティングやビッグデータ、ユニファイド・コミュニケーション等の領域でのビジネスモデルの変革を促進し、対象者の事業会社としての成長を加速させること、()対象者の事業会社としての成長により磨かれたIT機能を通じて、当社グループ企業の競争力強化・次世代型ビジネスの創出に寄与すること、()グローバルネットワークや各産業へのリーチを有する当社の事業基盤を最大限活用し、対象者を成長させ、両社が双方向で活用し合うことで、「当社のIT総合力」、「対象者の事業力」を互いに引き上げていくことを目指すことは、ITサービス市場における市場環境の変化に柔軟に対応しつつ、これに合わせて事業構造を変革して業績を向上させることによって、対象者を含む当社グループの競争優位性を確保し、そのさらなる収益基盤強化と企業価値向上を実現するものとして合理的なものであると考えられることから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当であって、(b)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は公正なものであり、(c)本公開買付けの買付条件の決定を含む本取引の手続は公正に行われたと判断できること、本公開買付け価格が、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、本公開買付け価格は、本答申書日付である平成26年8月5日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値185円に対して37.8%、平成26年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値180円に対して41.7%、平成26年8月5日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値166円に対して53.6%、平成26年8月5日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値160円に対して59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、対象者と当社との間で真摯な価格交渉を行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本公開買付けの条件(本公開買付け価格を含みます。)は妥当かつ公正であり、したがって、(d)本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当であり、また、(e)以上に加え、二段階買収が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付けに株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることから、本取引は、対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断したとのことです。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成26年8月5日に、対象者取締役会に対し、(a)本取引の目的は正当であること、(b)本取引における手続は公正であること、(c)本公開買付けの条件(本公開買付け価格を含みます。)は妥当かつ公正であること、(d)本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当であること、並びに(e)本取引は、対象者の少数株主にとって不利益なものでないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする本答申書を提出したとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立した法律事務所である西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、()本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、()本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで平成26年8月6日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の取締役である中島透氏は、当社との間で本取引に関する協議・交渉が開始された時点においては、当社の完全子会社である韓国三井物産株式会社の代表理事社長であったため、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、また、対象者の社外取締役である馬場由顕氏は、当社の従業員を兼務しており、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い31営業日に設定しております。当社は、公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。

	<p>なお、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、当社は対象者の発行済株式総数の58.37%（小数点以下第三位を四捨五入。69,078,900株。）を既に所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、当社としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記 ないし の措置を通じて、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
49,264,200（株）	（株）	（株）

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成26年8月13日に提出した第24期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の発行済株式数（118,343,100株）から本書提出日現在公開買付者が所有する株式数（69,078,900株）を控除した株式数（49,264,200株）になります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。なお、本書提出日現在、対象者が所有する自己株式はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	492,642
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(d)	690,789
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j)	1,183,423
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	41.63
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(49,264,200株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年8月13日に提出した第24期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の総株主等の議決権の数です(当該四半期報告書によれば、かかる議決権の数は、直前の基準日(平成26年3月31日)の株主名簿に基づくものであるとのことです。)。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成26年8月13日に提出した第24期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の発行済株式総数(118,343,100株)に係る議決権の数(1,183,431個)として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募して下さい。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを經由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付して下さい。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を經由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

おもな本人確認書類

個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意下さい。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

- 法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等
本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- 外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続き下さい。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続き下さい。

- （注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行って下さい。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行って下さい。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付して下さい。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
（その他の野村証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	12,562,371,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	120,000,000
その他(c)	8,000,000
合計(a) + (b) + (c)	12,690,371,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(49,264,200株)に1株当たりの買付価格(金255円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付けが完了するまで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
譲渡性預金	15,000,000
計(a)	15,000,000

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

15,000,000千円 (a) + (b) + (c) + (d)

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成26年10月14日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認下さい。)。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びラないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月20日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第96期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月13日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

三井物産株式会社

（東京都千代田区大手町一丁目2番1号）

当社中部支社

（名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号）

当社関西支社

（大阪市北区中之島二丁目3番33号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡市中央区天神2丁目14番2号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	696,892(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	696,892		
所有株券等の合計数	696,892		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数6,103個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	690,789(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	690,789		
所有株券等の合計数	690,789		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,103 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	6,103		
所有株券等の合計数	6,103		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数6,103個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	株式会社もしもしホットライン
住所又は所在地	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号
職業又は事業の内容	コールセンターの運営
連絡先	連絡者 三井物産株式会社 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 電話番号 03-3285-1111(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	東洋エンジニアリング株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
職業又は事業の内容	総合エンジニアリング事業
連絡先	連絡者 三井物産株式会社 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 電話番号 03-3285-1111(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	鈴木 大山
住所又は所在地	13 Fitzroy Street, London, W1T 4BQ, United Kingdom (MBK ARUP Sustainable Projects Ltd.の所在地)
職業又は事業の内容	Managing Director, MBK ARUP Sustainable Projects Ltd.
連絡先	連絡者 三井物産株式会社 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 電話番号 03-3285-1111 (会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	齋藤 正記
住所又は所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 (対象者の所在地)
職業又は事業の内容	三井情報株式会社代表取締役社長
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000 (会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	鈴木 茂男
住所又は所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 (対象者の所在地)
職業又は事業の内容	三井情報株式会社取締役
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000 (会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	河内 健次
住所又は所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 (対象者の所在地)
職業又は事業の内容	三井情報株式会社取締役
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000 (会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	古屋 栄一
住所又は所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	三井情報株式会社取締役
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	中島 透
住所又は所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	三井情報株式会社取締役
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	富澤 二郎
住所又は所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	三井情報株式会社常勤監査役
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	土肥 茂
住所又は所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	三井情報株式会社常勤監査役
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	佐瀬 明美
住所又は所在地	東京都中野区東中野二丁目7番14号(MK I テクノロジーズ株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	M K I テクノロジーズ株式会社取締役
連絡先	連絡者 MK I テクノロジーズ株式会社 連絡場所 東京都中野区東中野二丁目7番14号 電話番号 03-3227-5711(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	牧野 寿秀
住所又は所在地	東京都中野区東中野二丁目7番14号(MK I テクノロジーズ株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	M K I テクノロジーズ株式会社取締役
連絡先	連絡者 MK I テクノロジーズ株式会社 連絡場所 東京都中野区東中野二丁目7番14号 電話番号 03-3227-5711(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	森 雅紀
住所又は所在地	東京都中野区東中野二丁目7番14号(MK I テクノロジーズ株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	M K I テクノロジーズ株式会社監査役(非常勤)
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	土屋 稔
住所又は所在地	東京都中野区東中野二丁目7番14号(MK I テクノロジーズ株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	M K I テクノロジーズ株式会社監査役(非常勤)
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	戸部 雅之
住所又は所在地	24 King William Street, London EC4R 9AJ, United Kingdom (MKI (U.K.), LTDの所在地)
職業又は事業の内容	MKI (U.K.), LTD取締役社長
連絡先	連絡者 MKI (U.K.), LTD 連絡場所 24 King William Street, London EC4R 9AJ, United Kingdom 電話番号 +44-20-7822-0382 (会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	人見 秀之
住所又は所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	株式会社メビウス取締役
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 エンタープライズ技術部 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1052
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

株式会社ももしもホットライン

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	960(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	960		
所有株券等の合計数	960		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 株式会社ももしもホットラインは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社ももしもホットラインの「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

東洋エンジニアリング株式会社

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	960 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	960		
所有株券等の合計数	960		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 東洋エンジニアリング株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、東洋エンジニアリング株式会社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

鈴木 大山

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	15		
所有株券等の合計数	15		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 鈴木大山氏は、小規模所有者に該当いたしますので、鈴木大山氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

齋藤 正記

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	253 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	253		
所有株券等の合計数	253		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 齋藤正記氏は、小規模所有者に該当いたしますので、齋藤正記氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、齋藤正記氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(4,659株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数46個を含めております。

鈴木 茂男

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	799 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	799		
所有株券等の合計数	799		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 鈴木茂男氏は、小規模所有者に該当いたしますので、鈴木茂男氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 鈴木茂男氏は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(12株(小数点以下切捨て))を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、「所有する株券等の数」には含めておりません。

河内 健次

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	454 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	454		
所有株券等の合計数	454		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 河内健次氏は、小規模所有者に該当いたしますので、河内健次氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、河内健次氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(1,935株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数19個を含めております。

古屋 栄一

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	24		
所有株券等の合計数	24		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 古屋栄一氏は、小規模所有者に該当いたしますので、古屋栄一氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、古屋栄一氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(946株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数9個を含めております。

中島 透

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 中島透氏は、小規模所有者に該当いたしますので、中島透氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、中島透氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(265株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数2個を含めております。

富澤 二郎

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	76(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	76		
所有株券等の合計数	76		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 富澤二郎氏は、小規模所有者に該当いたしますので、富澤二郎氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、富澤二郎氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(938株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数9個を含めております。

土肥 茂

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	185 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	185		
所有株券等の合計数	185		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 土肥茂氏は、小規模所有者に該当いたしますので、土肥茂氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、土肥茂氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(1,915株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数19個を含めております。

佐瀬 明美

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	317 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	317		
所有株券等の合計数	317		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 佐瀬明美氏は、小規模所有者に該当いたしますので、佐瀬明美氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、佐瀬明美氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(1,895株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数18個を含めております。

牧野 寿秀

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	152 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	152		
所有株券等の合計数	152		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 牧野寿秀氏は、小規模所有者に該当いたしますので、牧野寿秀氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、牧野寿秀氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(15,214株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数152個を含めております。

森 雅紀

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	752 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	752		
所有株券等の合計数	752		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 森雅紀氏は、小規模所有者に該当いたしますので、森雅紀氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 森雅紀氏は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(64株(小数点以下切捨て))を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、「所有する株券等の数」には含めておりません。

土屋 稔

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	385 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	385		
所有株券等の合計数	385		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 土屋稔氏は、小規模所有者に該当いたしますので、土屋稔氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、土屋稔氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(24,135株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数241個を含めております。

戸部 雅之

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	154 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	154		
所有株券等の合計数	154		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 戸部雅之氏は、小規模所有者に該当いたしますので、戸部雅之氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、戸部雅之氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(5,822株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数58個を含めております。

人見 秀之

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	615 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	615		
所有株券等の合計数	615		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 人見秀之氏は、小規模所有者に該当いたしますので、人見秀之氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 「所有する株券等の数」には、人見秀之氏の対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(61,580株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数615個を含めております。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

最近の3事業年度における当社と対象者との間の重要な取引は以下のとおりです。

第93期連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

取引の内容	取引金額（百万円）	対象者における計上科目	期末残高（百万円）
商品等の購入	9,998	売掛金	1,334

第94期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

取引の内容	取引金額（百万円）	対象者における計上科目	期末残高（百万円）
商品等の購入	7,974	売掛金	1,559

第95期連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

取引の内容	取引金額（百万円）	対象者における計上科目	期末残高（百万円）
商品等の購入	7,313	売掛金	1,434

なお、公開買付者と対象者の役員との間に重要な取引はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、()本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、()本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで平成26年8月6日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」、「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」、「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」、「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照下さい。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
	月別	平成26年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高株価	160	161	155	154	175	213	255
最低株価	148	150	145	149	152	165	178

(注) 平成26年8月については、8月20日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)							100		

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月19日関東財務局長に提出

事業年度 第23期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月18日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月13日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

三井情報株式会社

(東京都港区愛宕2丁目5番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

対象者は、平成26年8月6日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成27年3月期の間配当及び期末配当を行わないことを決議しているとのことです。詳細については、対象者公表の平成26年8月6日付「平成27年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。